

大学共同利用機関法人自然科学研究機構施設整備検討委員会規程

平成29年4月1日

自機規程第113号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）の施設整備・マネジメントに関する重要事項を審議するため、「大学共同利用機関法人自然科学研究機構施設マネジメント・ポリシー」に基づき設置する施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「各機関等」とは、国立天文台、核融合科学研究所、基礎生物学研究所、生理学研究所、分子科学研究所の5つの大学共同利用機関及び事務局等をいう。

(任務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 施設整備に関する総合的な計画（キャンパスマスタープラン、インフラ長寿命化計画等）に係る機構の方針と各機関等の内容に関すること。
- 二 施設整備費補助金事業及び施設費交付事業の概算要求の事業内容に関すること。
- 三 施設マネジメント・ポリシーにおける各機関等の取組内容に関すること。
- 四 その他施設整備・マネジメントに関する重要事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、施設担当理事又は副機構長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

(委員)

第6条 委員は、次の各号に掲げる者とし、機構長が任命する。

- 一 各機関の施設担当課長
- 二 事務局財務課長
- 三 事務局財務課施設・資産マネジメント室長
- 四 その他機構長が必要と認めた者

(議事)

第7条 委員長は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(委員以外の者の出席者)

第8条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会は第3条各号を審議する上で必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 前項の専門部会について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局財務課施設・資産マネジメント室において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。